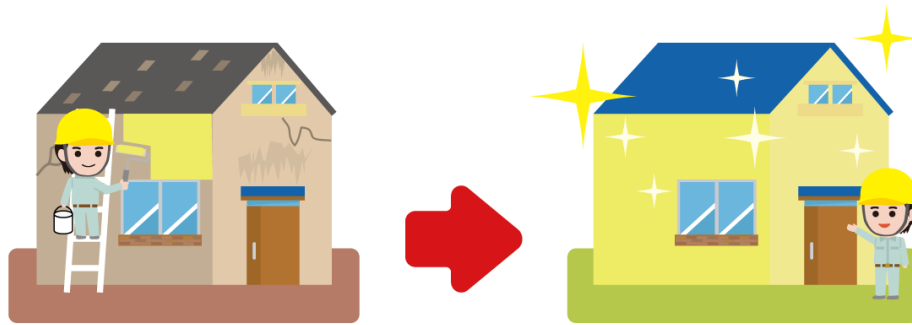


外装改修



住宅

リフォーム

**事前相談の結果、建築年の古い順に
150件までの住宅が対象となります。**

1. 補助対象となる住宅

60歳以上の者が居住していて、築25年以上経過している戸建ての住宅(店舗等併用住宅を含む。)が対象です。

※令和3年3月31日時点で60歳以上の者を対象とします。

※建築年が平成7年以前の住宅を対象とします。

2. 補助対象となる者

○改修しようとする住宅の所有者または所有者の配偶者、若しくは親子関係にある者で、かつ、そこに居住している者

○世帯員の中に、令和元年の所得金額において500万円以上の者がいない世帯であること

※法人は申請できません。

3. 補助金額

補助金額は以下のように計算します。(1,000円未満は切り捨てます。)

基本額				
15万	=	補助金額 <u>(ただし、対象工事費の 1/3 以内とする)</u>		

改修費30万の場合	改修費120万の場合
補助金額	補助金額
10万(工事費の 1/3)	15万(上限)

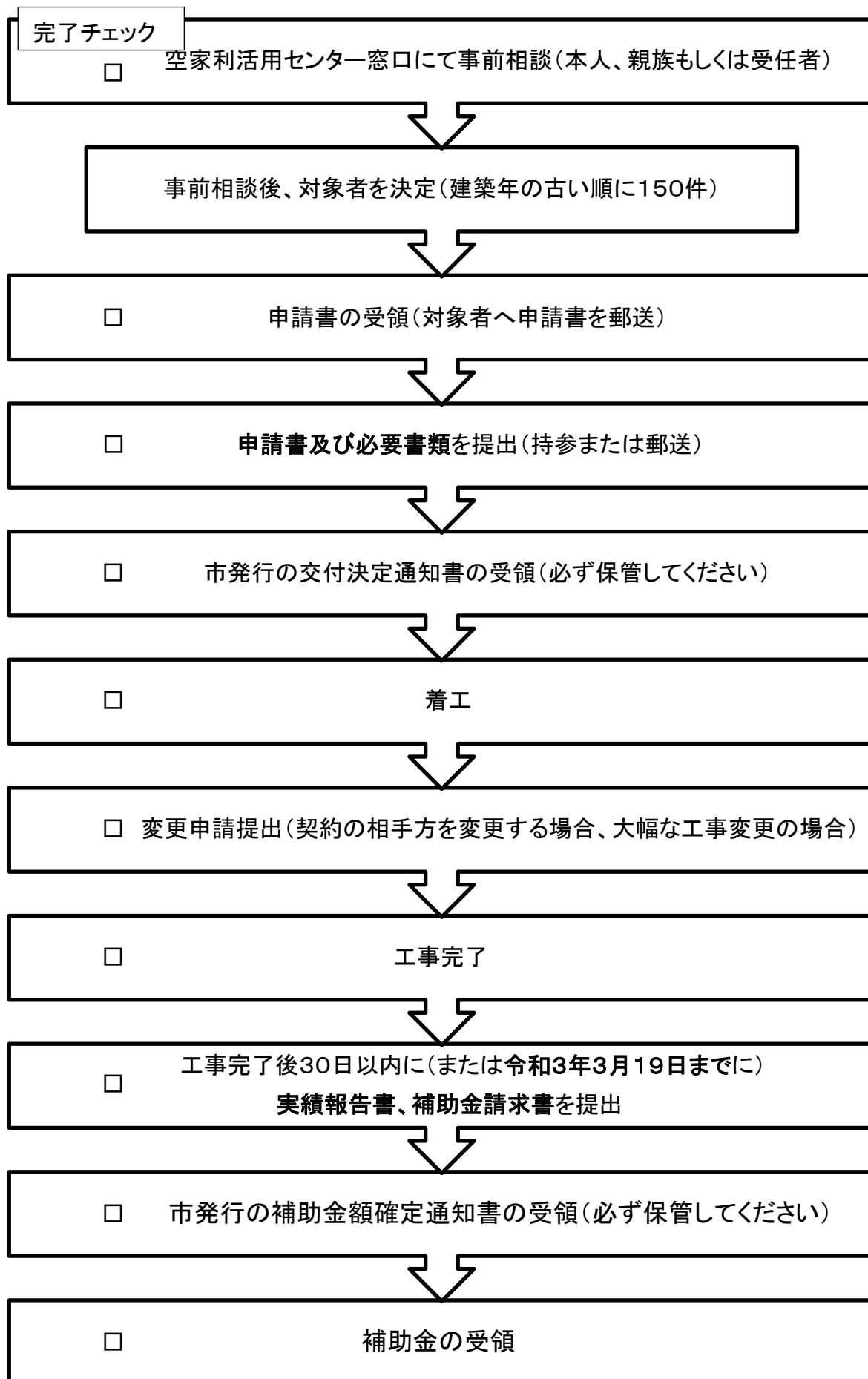
注意事項

- ※対象となる工事は、屋根（ふき材料及び防水材）、外壁、雨樋等の外部に面している部分の改修に限ります。
- ※外壁塗装及びテラス、ベランダ、バルコニーの改修を含みます。
- ※1人1回1棟までの申請です。
- ※申請前に着工した場合は、対象外です。
- ※申請者は個人に限ります。法人は申請できません。
- ※工事内容が分かる見積書（工事業者の押印のあるもの）を提出してください。工事内容が不明な場合は申請できません。
- ※見積は工事業者の代表者印があるものを提出してください。
- ※工事業者は前橋市内に本店、支店、営業所がある業者です。
- ※申請者が業者と契約しないで自ら工事を施工する場合は対象外です。
- ※国または本市等の他の補助事業と重複出来ません。両方に申請する場合は、本事業に対する申請と国または本市等の他の補助事業に対する申請において、重複していないことが明確でない限り、補助申請できません
- ※審査の過程で前橋市空き家対策補助の対象事業に適合しないと判断された場合は、補助対象となりません。

交付金額の算定について

- ※対象工事費は工事見積書の内容から算定します。以下は対象工事費から除きます。
 - ・設計費、調査費、各種申請手数料、現場管理費、その他各種諸経費
 - ・開口部や玄関等の交換費用（扉、戸、窓ガラス、サッシ等）
 - ・窓枠、玄関、雨戸、戸袋、格子等の塗装
 - ・内装部分の改修費用
 - ・給排水等の設備に関する改修費用
 - ・物置、カーポート、自転車置き場等の附属の構築物の改修費
 - ・その他審査の過程で適当でないと判断された費用
- ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。

令和2年度 空き家対策補助事業 の手続きフロー
(必ずこの順番で手続きを進めてください)



2 補助対象者の確認

確認事項	<p><input type="checkbox"/> 申請の工事内容については国または本市等の他の補助</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者はこれまでに前橋市空家等対策支援事業の補助を受けていない。</p>
------	---

内容を確認してチェックを入れる

3 添付書類

提出書類	<p><input type="checkbox"/> 1. 申請者本人と同居している家族全員の氏名が分かる書類(住民票の写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. <u>申請者宛ての工事見積書の写し</u> 代表者印の押印があり、工事内容と費用の内訳が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 最新の納税通知書の課税明細書(家屋)の写し、または評価証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 申請者に市税の未納が無いことが分かる証明の写し(完納証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 見積書に記載の工事箇所の写真(施工前)</p> <p>※家全体及び改修する箇所の鮮明な写真を添付して下さい。</p>
------	--

※申請前に着工した場合は、補助金を交付することができません。

申請書に添付する書類の説明

①申請者本人と同居している家族全員の氏名が分かる書類（住民票の写し等）

※居住している全員分のものを提出してください。

②申請者宛ての工事見積書の写し

※宛名は申請者の氏名にしてください。

※施工業者の代表者印がないものは受領できません。

※工事内容と費用の内訳が分かるものを提出してください。

③納税通知書の課税明細書の写し、または評価証明書の写し

※最新のを提出してください。

④申請者に市税の未納が無いことが分かる証明の写し（完納証明書等）

※前橋市役所2階市民税課で取得してください。

⑤工事場所の写真

※改修箇所の写真と建物外観の施工前の鮮明な写真を提出してください。

実績報告書記入事項

様式

捨印

令和 ~~年~~ ~~月~~ 日

(宛先)前橋市長

申請者	住所	現住所を記入する	
	ふりがな氏名	申請者の氏名を記入する	㊟
	電話		

申請書と同じ印鑑を押す

実績報告書

令和元年 ~~月~~ 日付け前橋市指令(建住)第 ~~号~~ により補助金の交付決定のあった前橋市空き家等対策

提出期限 令和3年3月19日(必着)

1 工事の概要

住宅概要	所有者	氏名	申請書と同じ内容を記入する
	所在地	前橋市	申請書と同じ内容を記入する
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (延べ床面積 m²) (うち住宅部分 m²)	
工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
施工業者	所在地	手書きでも可	
	名称		

×欄は記入しないでください

【裏面につづく】

2 添付書類(裏面)

提出書類	<p><input type="checkbox"/>1. 工事領収書の写し、または振込受付書等の写し ※申請者が施工業者へ支払ったことが分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/>2. 工事完了箇所の写真(施工後)</p> <p><input type="checkbox"/>3. 補助金交付請求書(様式第8号)</p> <p><input type="checkbox"/>4. 通帳の表紙の裏の写し(支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)等がわかるようにお願いします。)</p>
------	--

実績報告書に添付する書類の説明

①工事領収書の写し

※申請者が支払ったことが分かるものを提出してください。

※申請者以外に支払った者がいる場合は、申請者以外の支払額を除いた額を対象工事費として補助金を計算しなおします。

※支払額が見積額に対して減ったことにより補助金の交付金額が変わる場合は、別途変更申請書の提出が必要になる場合があります。

②工事完了箇所の写真

※改修箇所の写真と外観の鮮明な写真を提出してください

③補助金の交付請求書

※補助金の振込口座を記入してください。

※申請者以外の名義の口座には振り込めません。

④通帳の表紙の裏の写し

※振込先の支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）等がわかるものを提出してください。

Q & A



No	質問事項	回答
○事前相談について		
1	空家利活用センターの事前相談とはどういうことをするのか？ また持参すべき必要書類はあるか？	・住宅の現状等をお聞きした上で、制度の説明をします。 ・ホームページから所得金額確認同意書をダウンロードしていただき、署名をして持参してください。 新型コロナウイルス感染防止のため、なるべく一人で相談に来るようお願いいたします。
2	空家利活用センターに事前相談が必要とのことだが、相談した証明等は発行されるのか？	証明等は発行しませんが、相談の際、相談シートに申請者の氏名、住所などを記入していただき、写しをお渡しします。
3	事前相談は、工事業者でもいいのか？	申請予定者の委任状を持参してください。様式は任意です。
4	事前相談を行わずに工事に着工してしまったが、補助金の申請はできるか？	申請できません。
○申請者の要件について		
1	単身世帯でも申請は可能か？	申請は可能です。
2	同居していない子が親のために申請をしたい。申請は可能か？	申請できません。 改修する住宅に住んでいる者に限ります。
3	令和3年3月に60歳になるが、申請は可能か？	申請は可能です。
4	所得金額についてはどのように証明すればいいのか？	事前相談の際に所得金額確認同意書を提出してください。 職員が税情報から確認します。
5	対象が建築年の古い順に150件とあるが、平成3年の建築は申請できるのか？	築25年以上の住宅という条件は満たしていますが、平成3年より古い住宅の申請が何件あるか不明なので、事前相談の期間が終了するまで申請できるかわかりません。
○申請書及び添付書類について		
1	申請書は、市ホームページからダウンロードできないのか？	できません。 事前相談後に対象者へ郵送いたします。
2	申請書の添付書類は何を用意すればいいのか？	交付要項や申請書に記載されている事項をご確認ください。
3	見積書の宛名が申請者(所有者)ではなく、同居している親の名前になっているが問題ないか？	見積書の宛名と申請者は同一にしてください。
4	工事業者は前橋市内に本店・支店・営業所があるものとのことだが、本店・支店・営業所以外で認められるものがあるか？	営業拠点として常設の展示場がある場合は申請できます。 オープンハウスや見学会などの一時的な営業活動にあたるものでは申請できません。
5	見積書の業者は高崎市の業者だが下請けに前橋市の業者を使う予定である。申請は可能か？	申請できません。 前橋市の業者から見積書をもらってください。
6	築25年以上経過している戸建ての住宅とはどう証明すればいいのか？	提出していただく納税通知書の課税明細書で確認します。

Q & A



No	質問事項	回答
○補助金額の計算等について		
1	補助金額の対象となる工事費用は消費税込みか？	消費税を抜いた工事金額により、補助金額を算出します。
2	補助金額の算定の際に、対象外となるものはあるのか？	次の費用は、対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・設計費、調査費、各種申請手数料、その他の諸経費等 ・開口部や玄関等の交換費用(扉、戸、窓ガラス、サッシ等) ・窓枠、玄関、雨戸、戸袋、格子等の塗装 ・内装部分の改修費用 ・給排水等の設備に関する改修費用 ・物置、カーポート、自転車置き場など、住居以外の改修費用 ・他の補助事業に関する工事費用 ・すでに着工済の工事費用等
○手続の流れについて		
1	補助金が交付されるまでの流れを教えてください。	4ページに記載のあるとおりです。
2	工事完了後、いつまでに補助金の請求をしなければならぬのか？	工事完了後、30日以内に報告をしてください。なお、最終の受付は令和3年3月19日(金)です。(工事完了後30日以内であっても、令和3年3月19日を過ぎたものは受付できません。)
○申請の条件、対象工事等について		
1	住宅ではなく、駐車場やカーポートのみを工事する場合もリフォームとして補助金の申請ができるか？	申請できません。
2	テラスを新たに設置する場合は対象となるか？	対象外です。
3	増築工事は対象となるか？	対象外です。
4	内装工事と一緒に施工する予定だが、対象となるか？	対象外です。外装部分のみ対象となります。見積書において、内訳が分かるようにしてください。
5	現在、借家に住んでいるが、借家を改修する場合に申請は可能か？	所有者の承諾を得られれば申請できます。
6	店舗兼併用住宅の改修を考えているが、1階の店舗部分の改修費についても補助金の申請ができるか？	住宅部分のみ対象となります。一緒に改修する場合は、見積書において、改修箇所が分かるようにしてください。
7	ほかの補助事業と併用はできるか？	国または本市等のほかの補助事業と補助内容が重複する工事の補助は受けられません。詳細はご相談ください。